

後期高齢者医療の財政安定化基金

○ 財政安定化のため、保険料で賄う部分(給付費の約1割)について、給付増や保険料収納不足により財源不足となる場合に、一般財源から財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、広域連合に対し貸付・交付を行うことができることとしている。

| | | |
|--------------|----|---|
| 財源不足への対応(本則) | 貸付 | <ul style="list-style-type: none"> 各年度、財源不足額(給付増、保険料未納)を貸付 原則2年間で償還(最大6年間、無利子) |
| | 交付 | <ul style="list-style-type: none"> 財政運営期間(2年間)の最終年度、財源不足額のうち「保険料収納不足額×1/2」を交付(一定の保険料収納率を下回る部分は対象外) |
| 保険料増加抑制(特例) | 交付 | <ul style="list-style-type: none"> 保険料増加抑制のために必要な金額を交付(平成22年度から当分の間) |

■ 仕組み

